

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

| | |
|---|---|
| 工事名 | 八王子法務総合庁舎（20）建築改修その他工事 |
| 工事種別 | 建築工事 |
| 工事場所(都県) | 東京都 |
| 工事場所(市区町村) | 東京都八王子市明神町4丁目21番2号 |
| 工事概要 | 敷地面積 4,209m ² 1. 建物 1) 庁舎 構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上7階地下1階 塔屋1階 建築面積：約2,000m ² 延床面積：約11,500m ² 用 途：庁舎 工事内容：躯体改修、外壁改修、防水改修、建具改修、内装改修、塗装改修、取りこわし |
| 担当事務所 | 甲武宮繕事務所 |
| 公告日/期限日/開札日 | R2.5.20 / R2.6.4 / R2.10.8 |
| 工 期 | 契約締結の翌日から令和4年3月30日まで。（指定部分工期：令和3年11月30日まで。） |
| 入札契約方式/落札方式 | 一般競争入札（段階的選抜方式）/総合評価落札方式（技術提案評価型S型）（WTO） |
| 競争参加資格要件の概要 | 等級(ランク) |
| | 企業の施工実績等 |
| <p>関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者にあつては当該再認定の際に経営事項評価点数が、1,200点以上であること。）</p> <p>平成17年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した、下記(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））</p> <p>(ア)鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の構造体の改修を含む工事 (イ)鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築）工事</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の工事実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。上記(ア)又は(イ)のいずれについても、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。</p> <p>なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除</p> | |

| | | |
|--|-------------------------|--|
| | | <p>く。ただし、請負代金額が 500 万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p> |
| | <p>配置予定技術者の資格、工事経験等</p> | <p>次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に専任で配置できること。</p> <p>なお、専任を要しない期間は契約締結の翌日から令和 2 年 11 月 6 日（金）までを予定する。</p> <p>複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>1) 主任技術者にあつては、1 級建築施工管理技士、2 級建築施工管理技士（種別は建築に限る）又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。</p> <p>①一級建築士の免許を有する者</p> <p>②二級建築士の免許を有する者</p> <p>③建設業法第 7 条第 2 号イ、ロで定める者（イについては、建築学又は都市工学に関する学科を修めた者）</p> <p>④これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者</p> <p>⑤本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者</p> <p>監理技術者にあつては、1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。</p> <p>⑥一級建築士の免許を有する者</p> <p>⑦建設業法第 15 条第 2 号イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた者</p> <p>⑧これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者</p> <p>2) 1 人の者が、平成 17 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記のいずれかに掲げる工事の経験を有する者であること。</p> <p>ただし、上記期間に産前休業・産後休業・育児休業・介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を平成 17 年 4 月 1 日以前の期間に加えることができる。取得期間は年単位とし、1 年未満の場合は切り上げた期間とする。</p> <p>また、上記期間に事業促進 PPP に従事していた場合は、その従事期間と同等の期間を平成 17 年 4 月 1 日以前の期間に加えることができる。従事期間は年単位とし、1 年未満の場合は切り捨てた期間とする。なお、事業促進 PPP とは、測量・設計・用地等の委託業務や地元説明会、関係機関協議等の業務を効率的かつ短期間で実施するために、民間の技術力を活用する手法を言う。</p> <p>従事期間及び取得期間を評価の対象期間以前の期間に加える場合は、別記様式-1-1 に記載すること。</p> <p>（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））</p> <p>（ア）企業の施工実績(ア)と同じ</p> <p>（イ）企業の施工実績(イ)と同じ</p> <p>ただし、申請できる同種工事の工事経験は 1 件のみとし、これを超える件数の工事経験積を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。</p> <p>なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。</p> <p>3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>なお、配置予定の監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込み（競争参加資格確認申請時）の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。</p> |
|--|--|---|